

別紙

岩手県立南昌みらい高等学校体育授業移動バス運行業務仕様書

1 運行業務

- (1) 受託者は、体育授業移動バス運行業務について、安全かつ確実に実施すること。
- (2) 受託者は、道路交通法及び関係法令・規定等を遵守し、運行業務を行うこと。
- (3) バスは、大型バスとする。
- (4) 運行経路は「南昌みらい高等学校から旧盛岡南高等学校間」とする。
- (5) 運行時間は「別紙1 令和8年度南昌みらい高等学校 旧盛岡南高等学校体育館使用計画」及び「別紙3 バス運行パターン表」のとおりとする。
- (6) 令和8年度バス運行予定便数は「別紙1 令和8年度南昌みらい高等学校 旧盛岡南高等学校体育館使用計画」及び「別紙2 バス運行回数予定表」のとおりとする。

なお、委託者は前月 20 日までに、別紙4により翌月の運行予定表を作成し、受託者に送付するものとする。

- (7) 臨時休業措置等を講じることによって、予定する運行を中止する場合があること。

2 自動車の点検整備

移動バスに使用する車両については、運行前に点検整備を実施すること。

3 感染症防止対策

感染症の感染防止対策として、運行後に車内の消毒及び清掃を行うこと。

4 緊急時の対応

体育授業移動バス運行時において、事故等に遭遇した場合は、直ちに委託者に連絡し、その指示を得るものとする。【連絡先：019-697-8247】

5 移動バスへの表示

バスの前後に「岩手県立南昌みらい高等学校体育授業移動バス」と表示すること。

6 その他

この仕様書により難い事情が生じた場合には、その都度委託者と協議のうえ、体育授業移動バスの適切な運行業務に当たるものとする。